

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年6月30日
【事業年度】	第69期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)
【会社名】	株式会社ケーブイケー(商号 株式会社 K V K )
【英訳名】	KVK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 末松 正幸
【本店の所在の場所】	岐阜県岐阜市黒野308番地
【電話番号】	(058)239-3111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長兼経理部長 小関 智晶
【最寄りの連絡場所】	岐阜県岐阜市黒野308番地
【電話番号】	(058)239-3111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長兼経理部長 小関 智晶
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	23,800,500	24,282,994	25,834,980	23,711,783	23,382,539
経常利益 (千円)	2,032,622	2,406,210	2,436,617	1,764,612	2,009,042
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,053,282	1,461,708	1,624,879	1,040,220	1,419,249
包括利益 (千円)	1,087,939	1,715,730	1,816,453	1,301,506	1,032,609
純資産額 (千円)	11,425,918	12,904,559	14,360,246	15,553,800	16,309,679
総資産額 (千円)	19,775,548	20,936,467	21,731,942	22,190,347	22,869,611
1株当たり純資産額 (円)	693.66	780.90	872.62	944.47	986.48
1株当たり当期純利益金額 (円)	64.22	89.03	99.08	63.60	86.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	62.84	86.64	96.26	61.77	84.05
自己資本比率 (%)	57.5	61.2	65.7	69.6	70.8
自己資本利益率 (%)	9.6	12.0	11.9	7.0	8.9
株価収益率 (倍)	5.6	7.7	6.4	10.1	6.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,763,590	1,955,280	1,460,111	2,467,355	2,059,402
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	451,548	497,096	957,848	209,285	1,830,252
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,132,392	769,582	993,173	327,575	325,605
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,631,852	2,370,796	1,913,247	3,887,377	3,713,422
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	1,081 (258)	1,069 (277)	1,103 (278)	1,116 (224)	1,107 (152)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	24,190,084	24,598,362	26,012,386	23,839,966	23,492,148
経常利益 (千円)	2,136,217	2,433,773	2,457,336	1,912,540	1,648,810
当期純利益 (千円)	1,160,043	1,488,380	1,607,027	1,187,627	1,095,277
資本金 (千円)	2,831,425	2,831,425	2,831,425	2,831,425	2,831,425
発行済株式総数 (株)	16,531,157	16,531,157	16,531,157	16,531,157	16,531,157
純資産額 (千円)	11,208,900	12,490,469	13,737,970	14,852,273	15,641,273
総資産額 (千円)	19,565,700	20,518,059	21,132,199	21,447,689	22,123,039
1株当たり純資産額 (円)	680.41	755.69	834.57	901.57	945.76
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	13 (6)	18 (9)	18 (9)	18 (9)	19 (9)
1株当たり当期純利益金額 (円)	70.73	90.66	97.99	72.61	66.77
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	69.21	88.22	95.20	70.52	64.86
自己資本比率 (%)	57.0	60.5	64.6	68.7	70.2
自己資本利益率 (%)	10.8	12.6	12.3	8.3	7.2
株価収益率 (倍)	5.1	7.6	6.5	8.9	8.4
配当性向 (%)	18.4	19.9	18.4	24.8	28.5
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	643 (117)	628 (129)	624 (134)	613 (144)	617 (147)

(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

## 2【沿革】

昭和24年1月 給水栓の製造販売を目的として、北村バルブ株式会社設立。

昭和38年3月 岐阜県岐阜市黒野の現在地に給水栓製造一貫工場を増設。

昭和46年8月 川部工場（給水栓組立）を設置（平成13年9月本社工場に統合）。

昭和51年10月 片知工場（給水栓組立）を設置（平成15年3月本社工場に統合）。

平成元年4月 関東支社及び関西支社を設置。

平成元年6月 飛騨工場（給水栓組立）を設置（平成13年7月飛騨古川工場に統合）。

平成元年12月 中華人民共和国遼寧省大連経済技術開発区に子会社大連北村閥門有限公司設立（現・連結子会社）。

平成2年11月 中部支社を設置（平成17年4月関西支社に統合）。

平成4年4月 商号を株式会社K V K（登記上は株式会社ケーブイケー）と変更。

平成5年10月 東北支社を設置。

平成5年11月 株式を日本証券業協会に店頭登録。

平成6年4月 中華人民共和国遼寧省大連保稅区に子会社大連保稅区北村国際工貿有限公司設立（平成22年1月清算）。

平成6年8月 飛騨古川工場（給水栓機械加工）を設置。

平成7年9月 NPS（New Production System）研究会に入会。

平成9年2月 ISO9001の認証を取得（平成21年11月2008年版ISO9001へ移行）。

平成11年7月 北関東支社を設置（平成17年4月関東支社に統合）。

平成12年7月 ISO14001の認証を取得（平成17年7月2004年版ISO14001へ移行）。

平成12年12月 飛騨古川工場に、めっき・組立工程を増設。

平成15年11月 子会社大連北村閥門有限公司がISO9001の認証を取得（平成21年9月2008年版ISO9001へ移行）。

平成16年12月 ジャスダック証券取引所に株式を上場。

平成17年6月 子会社大連北村閥門有限公司に第二工場を設置。

平成20年3月 株式会社喜多村合金製作所及びその関連会社の株式会社タツタマ、有限会社ロイヤル興産から給排水金具・継手事業の一部を譲受け。  
富加工場を設置。

平成22年4月 ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに上場。

平成23年10月 子会社大連北村閥門有限公司が2004年版ISO14001の認証を取得。  
西日本支社を設置。

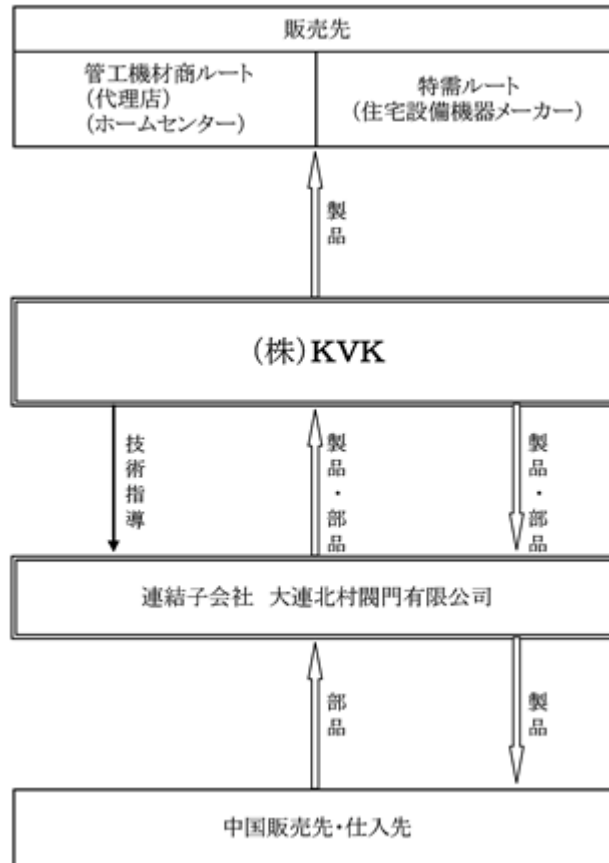
平成25年7月 東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場。

### 3【事業の内容】

(1) 当社グループは、当社及び子会社1社で構成され、給水栓・給排水金具・継手及び配管部材の製造・加工・仕入れ及び販売を主な内容としております。

当該事業に係わる各社の位置づけは、当社が主に日本で給水栓・給排水金具・継手及び配管部材の製造・加工・仕入れ及び販売をするほか、子会社である大連北村閥門有限公司が、中国で給水栓の内、主に単独水栓を製造し、大部分を当社へ供給するとともに、一部中国国内で販売しております。また、当社より購入した製品の中国国内での販売もしております。なお、組立時の部品は、当社からの供給及び一部中国国内で調達しております。

(2) 事業の系統図



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 大連北村閥門有限公司	中華人民共和国 遼寧省大連	1,640,644 (13,600千円ドル)	給水栓の製造・ 販売	100	当社製品の製造 ・販売 役員の兼任6名

- (注) 1. 特定子会社であります。  
2. 有価証券届出書または有価証券報告書提出会社ではありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
日本	617(147)
中国	490(5)
合計	1,107(152)

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(嘱託及び準社員)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

##### (2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
617(147)	40.7	14.2	5,298

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(嘱託及び準社員)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. セグメントはすべて日本であります。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループには、K V K労働組合が組織(組合員数492人)されており、J A M東海に属しております。  
なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度における事業環境は、政府の景気対策の効果もあり、国内経済は緩やかな回復基調で推移したものの、海外景気の下振れリスクなど不透明感が継続いたしました。新設住宅着工におきましては、住宅取得マインドに力強さを欠くなか、企業間の価格競争は激しさを増し、依然として厳しい状況が続きまして。

このような状況のなかで、当社グループは、3カ年中期経営計画「The Next Stage 80 ～新たな挑戦～」の達成に向け、お客様への新たな価値の提供をめざした強固な事業基盤づくりに取り組みました。

商品面では、安全・安心、快適、環境面からのニーズや生活スタイルの変化に対応した商品開発に取り組み、昨年7月に幅広く浴び心地の良い浴室用サーモスタット式水栓「オーバーヘッドシャワー」や、8月に美しいフォルムにこだわったキッチン用シングルレバー式シャワー付混合栓「グースネック水栓」、10月にはワンタッチで湯水の出し止めができる浴室用サーモスタット式水栓「楽ダス水栓」を市場に投入いたしました。

営業面では、お客様との接点を拡げるため昨年4月に京滋出張所を新設、7月に鹿児島出張所を営業所に昇格させ、10月に静岡出張所、本年1月には千葉出張所を新設し、営業体制を「4支社15営業所5出張所」に拡充し、販売とアフターサービスの両面からより地域に根ざした営業活動を推し進めました。また、昨年7月には、お客様の視点に立ち札幌営業所を幹線道路沿いへ移転するとともに物流倉庫を併設し、北海道内全域に翌日配送できる物流体制を整備いたしました。

生産面では、K P S (KVK Production System) 活動を柱に、あらゆる無駄を排除し、コスト競争力の強化を推進いたしました。出荷に合わせて必要なモノをタイミングよくつくるため、受注から調達・生産・出荷・納品までの全工程のモノと情報の“見える化”を追求するとともに、グループ一丸となって国内外どこで生産・調達するのが最適かを常に把握しながら、為替・受注の変動に柔軟に対応できる最適生産体制づくりに取り組みました。また、本年1月より富加工場内において新樹脂めっき設備による量産を開始し工場の高付加価値化にも取り組んでおります。なお、昨年4月に着工した新砂型鑄造設備工事は本年10月の稼働をめざし順調に進んでおります。

当連結会計年度の業績につきましては、上期の住宅市況の回復遅れが影響し、売上高は233億82百万円（前期比1.4%減）となりました。利益面につきましては、グループ一丸となってトータルのコスト管理を強化し、固定費・変動費の引き下げに努めた結果、営業利益は19億2百万円（前期比10.7%増）、経常利益は20億9百万円（前期比13.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は子会社の税務上の繰越欠損金の影響に伴う法人税負担の軽減などにより14億19百万円（前期比36.4%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。なお、次に述べる売上高はセグメント間の内部売上高を含めて記載しております。

日本におきましては、新設住宅着工に関して住宅取得マインドに力強さを欠くなか、企業間の価格競争の影響で市況は厳しく、売上高は234億92百万円（前期比1.5%減）となりました。また、固定費・変動費の引下げに努めたものの売上高の減少により、営業利益は21億16百万円（前期比9.2%減）となりました。

中国におきましては、日本向けの輸出売上が減少したことで、売上高は47億75百万円（前期比1.2%減）となりました。その一方で、販売価格の見直し及びコスト削減により、営業利益は3億77百万円（前期は1億39百万円の営業損失）となりました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は前連結会計年度末に比べ1億73百万円減少し、37億13百万円となりました。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、20億59百万円の収入（前期比4億7百万円の収入減）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益19億83百万円、減価償却費6億66百万円、法人税等の支払額4億97百万円によるものです。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、18億30百万円の支出（前期比16億20百万円の支出増）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出17億46百万円によるものです。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、3億25百万円の支出（前期比1百万円の支出減）となりました。これは主に配当金の支払額2億95百万円によるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは、水栓金具専門メーカーとして、同一セグメントに属する水栓金具の製造、販売を行っているため、所在地別のセグメントを記載しております。

当連結会計年度の生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	日本	中国	合計
	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
単独水栓（千円）	1,114,710	1,742,892	2,857,602
湯水混合水栓（千円）	7,196,185	417,816	7,614,002
シャワー付湯水混合水栓（千円）	8,346,680	538,992	8,885,673
その他（千円）	3,315,348	192,100	3,507,449
合計（千円）	19,972,924	2,891,802	22,864,727

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当社グループは、大部分の品目につき見込み生産を行っておりますので、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当社グループは、水栓金具専門メーカーとして、同一セグメントに属する水栓金具の製造、販売を行っているため、所在地別のセグメントを記載しております。

当連結会計年度の販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	日本	中国	合計
	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
単独水栓（千円）	2,693,824	2,825	2,696,650
湯水混合水栓（千円）	6,135,615	25,401	6,161,017
シャワー付湯水混合水栓（千円）	9,760,020	26,195	9,786,216
その他（千円）	4,725,942	12,713	4,738,655
合計（千円）	23,315,402	67,136	23,382,539

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先（日本）	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
パナソニックエコソリューションズ住宅設備株式会社	3,038,315	12.8	2,948,989	12.6

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。



### 3【対処すべき課題】

今後の見通しにつきましては、住宅ローン減税など住宅取得支援策による効果が期待されるものの、急激な為替・原材料価格の変動や4月中旬に発生した熊本地震の影響など先行き不透明な経営環境が予想されます。

こうしたなか、当社グループは、中期経営計画の最終年度として持続的成長の実現に向け、“必要なモノを必要な時に必要なだけつくる”というマーケット・インの視点に立ち返り、過去の発想にとらわれない新しい諸施策を一つずつ着実に実行し、外部環境に左右されない筋肉質で小回りの利いた機敏かつ柔軟な経営体質づくりに挑戦し続けてまいります。

### 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成28年6月30日）現在において当社グループが判断したものであり、国内外の経済情勢などによって影響を受ける可能性がある事業などのリスクはこれらに限られるものではありません。

#### (1) 経済動向による影響

当社グループの営業収入の大部分は、国内需要に大きく影響を受けます。法律・制度の規制緩和や住宅政策の転換、金利動向などにより新築・リフォーム需要が大きく変動した場合、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 競争の激化

当業界における価格競争は、熾烈なものとなっています。当社グループは、市場ニーズにマッチした品質・機能・価格面において競争力を有する商品・サービスを市場投入できるメーカーであると考えておりますが、将来においても競争優位に展開できる保証はなく、激しい価格競争にさらされた場合、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 製品の欠陥

当社グループは、品質管理基準に従い商品を製造しておりますが、全ての商品について欠陥がなく、将来においてリコールが発生しないという保証はありません。また、製造物責任賠償保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできるという保証はありません。万一、大規模なリコールが発生した場合、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 原材料価格の高騰

当社グループは、銅合金などを使用した水栓金具を製造しております。素材価格の高騰から、材料価格が上昇傾向にあり、コスト削減・販売価格への転嫁などで吸収を図っておりますが、予想以上の素材価格高騰によっては、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 海外での事業活動

当社グループは、中国においても事業活動を行っており、法律・規制や租税制度の変更、テロ・戦争・内乱などによる政治的社会的混乱や予期し得ない経済情勢の悪化により、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 為替レートの変動

当社グループは、為替リスクを回避するため円建取引を原則としておりますが、中国における子会社で現地生産・現地販売による外貨建取引があり為替変動によっては、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 自然災害等

当社グループは、製造ラインの中断による影響を最小化するために、生産設備などにおける定期的な災害防止点検を行っております。しかし、生産施設で発生する人的あるいは自然災害などによる影響を完全に防止または軽減できる保証はありません。当社グループの工場は岐阜県（岐阜市・加茂郡・飛騨市）・中国大連と分散しているものの、当社グループを取り巻くサプライ・チェーンは中部地区に集中しており、当地方における大規模な地震やその他操業に影響する災害などが発生した場合、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 減損会計

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に伴い、今後の地価の動向や事業展開などに伴う減損損失の計上により、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 退職給付債務

当社グループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の長期期待運用収益率に基づいて算出されております。このため、実際の金利水準の変動や年金資産の運用利回りが悪化した場合、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

### 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 6【研究開発活動】

当社グループは、給水栓・給排水金具・継手及び配管部材の製造及び販売を主事業とする専門メーカーとして、研究開発本部を中心に、水まわりにおける快適性・利便性・安全性等住環境の向上をめざし、多様化する市場ニーズに応える製品開発を行っております。

子会社である大連北村閥門有限公司は、給水栓のうち主に単独水栓を製造し、大部分を親会社である当社へ輸出をしている関係から、子会社独自の研究開発活動は行っておりません。

当連結会計年度における主な研究開発は以下の通りであります。

キッチン用ではエレガントな曲線美と切替操作のし易いタンブラー式切替ボタンを採用したグーズネック水栓KM6061EC『eレバー』を発売すると共に、更に、その好評なデザインにセンサー機能を搭載したKM6071シリーズの開発を終えており今春発売致します。

浴室用では独自の散水構造『eシャワー』で快適性を追求したオーバーヘッドシャワーKF3060シリーズを新たに発売しております。また、お子さまからお年寄りまでボタン操作で簡単に出し止めができる新開発の止水機構を採用したワンタッチ式サーモ水栓『楽ダス』KF3070シリーズを発売しました。

さらに、洗面用では洗髪シャワー『eレバー』商品の品揃えを充実し、継手部材では、多様な施工に対応できるような部材の品揃えを進めております。

今後も市場の声に耳を傾け、安全・安心で「快適性」・「使用性」を追求した商品、新たな市場を目指した商品の研究開発を推し進めてまいります。

住宅設備機器メーカー様向けとしては、お客様の商品見直しに伴う専用水栓として浴室用・キッチン用・洗面用合わせて11機種を市場投入しました。

なお、当連結会計年度における研究開発費は3億70百万円であります。

( ) 『eレバー』 『eシャワー』 『楽ダス』はK V Kの登録商標です。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

### (1) 財政状態

当連結会計年度における資産合計及び負債純資産合計は、以下の要因により、前連結会計年度末に比べ6億79百万円増加し、228億69百万円となりました。

#### 資産について

資産は、前連結会計年度末に比べ6億79百万円増加し、228億69百万円となりました。これは主に固定資産が10億40百万円増加した一方、たな卸資産が3億42百万円減少したことによります。

#### 負債について

負債は、前連結会計年度末に比べ76百万円減少し、65億59百万円となりました。これは主に仕入債務が1億44百万円減少した一方、設備関係支払手形が73百万円増加したことによります。

#### 純資産について

純資産は、前連結会計年度末に比べ7億55百万円増加し、163億9百万円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益の発生により利益剰余金が11億3百万円増加したことによります。

### (2) 経営成績

#### 売上高及び営業損益について

当連結会計年度における事業環境は、政府の景気対策の効果もあり、国内経済は緩やかな回復基調で推移したものの、海外景気の下振れリスクなど不透明感が継続いたしました。新設住宅着工におきましては、住宅取得マインドに力強さを欠くなか、企業間の価格競争は激しさを増し、依然として厳しい状況が続きました。

このような状況のなかで、当社グループは、3カ年中期経営計画「The Next Stage 80 ~新たな挑戦~」の達成に向け、お客様への新たな価値の提供をめざした強固な事業基盤づくりに取り組みました。

商品面では、安全・安心、快適、環境面からのニーズや生活スタイルの変化に対応した商品開発に取り組み、昨年7月に幅広く浴び心地の良い浴室用サーモスタット式水栓「オーバーヘッドシャワー」や、8月に美しいフォルムにこだわったキッチン用シングルレバー式シャワー付混合栓「グースネック水栓」、10月にはワンタッチで湯水の出し止めができる浴室用サーモスタット式水栓「楽ダス水栓」を市場に投入いたしました。

営業面では、お客様との接点を拡げるため昨年4月に京滋出張所を新設、7月に鹿児島出張所を営業所に昇格させ、10月に静岡出張所、本年1月には千葉出張所を新設し、営業体制を「4支社15営業所5出張所」に拡充し、販売とアフターサービスの両面からより地域に根ざした営業活動を推し進めました。また、昨年7月には、お客様の視点に立ち札幌営業所を幹線道路沿いへ移転するとともに物流倉庫を併設し、北海道内全域に翌日配達できる物流体制を整備いたしました。

生産面では、K P S（KVK Production System）活動を柱に、あらゆる無駄を排除し、コスト競争力の強化を推進いたしました。出荷に合わせて必要なモノをタイミングよくつくるため、受注から調達・生産・出荷・納品までの全工程のモノと情報の“見える化”を追求するとともに、グループ一丸となって国内外どこで生産・調達するのが最適かを常に把握しながら、為替・受注の変動に柔軟に対応できる最適生産体制づくりに取り組みました。また、本年1月より富加工場内において新樹脂めっき設備による量産を開始し工場の高付加価値化にも取り組んでおります。なお、昨年4月に着工した新砂型鑄造設備工事は本年10月の稼働をめざし順調に進んでおります。

当連結会計年度の業績につきましては、上期の住宅市況の回復遅れが影響し、売上高は233億82百万円（前期比1.4%減）となりました。利益面につきましては、グループ一丸となってトータルのコスト管理を強化し、固定費・変動費の引き下げに努めた結果、営業利益は19億2百万円（前期比10.7%増）となりました。

#### 営業外収益（費用）

営業外収益（費用）は、前連結会計年度の45百万円の収益（純額）に対し、1億6百万円の収益（純額）となりました。これは主に受取賃貸料が29百万円、作業屑売却益が22百万円、為替差益が45百万円発生したことによります。

#### 特別利益（損失）

特別利益（損失）は、前連結会計年度の48百万円の損失（純額）に対し、25百万円の損失（純額）となりました。これは主に固定資産除却損25百万円を計上したことによります。

#### 税金等調整前当期純損益

税金等調整前当期純損益は、前連結会計年度の17億16百万円の利益に対し、19億83百万円の利益となりました。

#### 法人税等

税金等調整前当期純利益に対する法人税等は、5億30百万円（前期は5億28百万円）となりましたが、税効果会計による法人税等調整額を34百万円計上したことにより、法人税等の合計は5億64百万円となりました。

#### 親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益は、14億19百万円（前期比36.4%増）となりました。なお、1株当たりの当期純利益は86円52銭となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローは「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」のとおりであります。

## 第3【設備の状況】

## 1【設備投資等の概要】

当社グループの設備投資は、需要の変化に対応できる最適生産体制づくりに向け、製品の開発・改良、生産設備の合理化・内製化に係わる投資を行いました。当連結会計年度の設備投資総額は、18億57百万円であります。

また、当社グループの事業内容は、給水栓・給排水金具・継手及び配管部材の製造・加工・仕入れ及び販売を主事業としている専門メーカーであるため、セグメント別の設備投資の記載を省略しております。

## 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

## (1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
本社及び本社工場 (岐阜県岐阜市)	鋳造・切削・研 摩設備	204,880	141,784	52,986	544,280 (22,425.66)	17,708	961,640	96
富加工場 (岐阜県加茂郡 富加町)	鋳造・切削・ めっき・組立加 工・樹脂成型設 備	379,270	1,327,111	60,572	924,553 (61,279.41) [2,549.95]	6,373	2,697,882	367
飛騨古川工場 (岐阜県飛騨市)	組立加工設備	338,352	38,064	1,000	276,810 (27,630.34)	-	654,227	13

- (注) 1. 帳簿価額には建設仮勘定を含んでおりません。  
2. 上記 [ ] 書きは、外書きで賃借中の土地面積であります。  
3. 現在休止中の設備はありません。  
4. セグメントはすべて日本であります。

## (2) 国内子会社

該当事項はありません。

## (3) 在外子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	合計	
大連北村閥 門有限公司	本社、第一工場及 び第二工場 (中華人民共和国 遼寧省)	鋳造・切削・ 研摩・めっき ・組立加工 設備	251,025	488,979	6,202	- (-) [25,004]	746,207	490

- (注) 1. 帳簿価額には建設仮勘定を含んでおりません。  
2. 上記 [ ] 書きは、外書きで賃借中の土地面積であります。  
3. セグメントはすべて中国であります。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社富加工場	岐阜県加茂郡 富加町	砂型鑄造設備	1,206,595	386,418	自己資金	平成27.4	平成28.10	-

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2. 設備完成後の増加能力を正確に測定することが困難であるため、完成後の増加能力は記載しておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	46,241,000
計	46,241,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月30日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	16,531,157	16,531,157	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 1,000株であります。
計	16,531,157	16,531,157		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## ( 2 ) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月26日定時株主総会決議並びに平成20年6月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	35	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000 (注)1	35,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年6月27日 至平成50年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左



- (注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。  
但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
4. 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めるときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会決議並びに平成21年6月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	69	69
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,000 (注)1	69,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年6月26日 至平成51年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めるときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会決議並びに平成22年6月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	57	57
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000 (注)1	57,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年6月26日 至平成52年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めるときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。



平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会決議並びに平成23年6月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	78	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,000 (注)1	78,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月19日 至 平成53年7月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めるときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会決議並びに平成24年6月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	102	102
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	102,000 (注)1	102,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年7月20日 至平成54年7月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めるときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会決議並びに平成25年6月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	46	46
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000 (注)1	46,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年7月18日 至平成55年7月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。
- 但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
4. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。



交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めたときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会決議並びに平成26年6月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	46	46
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000 (注)1	46,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成26年7月18日 至平成56年7月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めるときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主総会決議並びに平成27年6月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	49	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,000 (注)1	49,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成27年7月17日 至平成57年7月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である「権利行使開始日」から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件については、定時株主総会および当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び対象監査役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

4. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

交付される新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日とする。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ( ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記( )記載の資本金等増加限度額から上記( )に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

交付する新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。

交付する新株予約権の取得

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ( ) 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ( ) 新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めるときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成8年5月20日	1,502,832	16,531,157		2,831,425		2,999,825

(注) 平成8年5月20日、株式分割(1:1.1)を行っております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	7	9	103	8		925	1,053	
所有株式数 (単元)	539	1,899	32	6,481	68		7,338	16,357	174,157
所有株式数 の割合 (%)	3.30	11.61	0.20	39.62	0.42		44.86	100.00	

(注) 1. 自己株式115,611株は、「個人その他」に115単元、「単元未満株式の状況」に611株含めて記載しております。なお、株主名簿上の自己株式と実保有残高は同数であります。

2. 上記「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が、530株含まれております。



## (7)【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
有限会社北村興産	岐阜県岐阜市黒野320番地の1	2,264	13.70
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地	800	4.83
岐阜信用金庫	岐阜県岐阜市神田町6丁目11番地	747	4.51
K V K 取引先持株会	岐阜県岐阜市黒野308番地 株式会社 K V K 内	629	3.80
元気なぎふ応援基金	岐阜県岐阜市今沢町18番地	539	3.26
北村博志	岐阜県岐阜市	537	3.24
北村嘉弘	岐阜県岐阜市	529	3.20
末松容子	岐阜県岐阜市	515	3.11
渡辺パイプ株式会社	東京都中央区築地5丁目6-10 浜離宮パークサイドプレイス6F	447	2.70
K V K 従業員持株会	岐阜県岐阜市黒野308番地 株式会社 K V K 内	428	2.58
計		7,437	44.98

## ( 8 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 115,000		1(1) 発行済株式の 「内容」欄に記載のとおり であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,242,000	16,242	同上
単元未満株式	普通株式 174,157		
発行済株式総数	16,531,157		
総株主の議決権		16,242	

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が530株含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式611株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社K V K	岐阜市黒野308番地	115,000	-	115,000	0.69
計	-	115,000	-	115,000	0.69

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成20年6月26日定時株主総会決議並びに平成20年6月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役及び監査役に対して新株予約権を発行することを、平成20年6月26日開催の定時株主総会決議並びに平成20年6月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名(社外取締役を除く)及び監査役(社外監査役を除く)1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	同上(注)2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を助案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

（平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主決議並びに平成21年6月25日取締役会決議）

会社法に基づき、当社取締役及び監査役に対して新株予約権を発行することを、平成20年6月26日及び平成21年6月25日開催の定時株主総会決議並びに平成21年6月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月26日及び平成21年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）8名及び監査役（社外監査役を除く）1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	同上（注）2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1．当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2．当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

（平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主決議並びに平成22年6月25日取締役会決議）

会社法に基づき、当社取締役及び監査役に対して新株予約権を発行することを、平成20年6月26日及び平成21年6月25日開催の定時株主総会決議並びに平成22年6月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月26日、平成21年6月25日及び平成22年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）8名及び監査役（社外監査役を除く）1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	同上（注）2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1．当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2．当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

（平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主決議並びに平成23年6月24日取締役会決議）

会社法に基づき、当社取締役及び監査役に対して新株予約権を発行することを、平成20年6月26日及び平成21年6月25日開催の定時株主総会決議並びに平成23年6月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月26日、平成21年6月25日及び平成23年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）7名及び監査役（社外監査役を除く）1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	同上（注）2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1．当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2．当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

（平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主決議並びに平成24年6月26日取締役会決議）

会社法に基づき、当社取締役及び監査役に対して新株予約権を発行することを、平成20年6月26日及び平成21年6月25日開催の定時株主総会決議並びに平成24年6月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月26日、平成21年6月25日及び平成24年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）7名及び監査役（社外監査役を除く）1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	同上（注）2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1．当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2．当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

（平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主決議並びに平成25年6月25日取締役会決議）

会社法に基づき、当社取締役及び監査役に対して新株予約権を発行することを、平成20年6月26日及び平成21年6月25日開催の定時株主総会決議並びに平成25年6月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月26日、平成21年6月25日及び平成25年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）7名及び監査役（社外監査役を除く）1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	同上（注）2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1．当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2．当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$



（平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主決議並びに平成26年6月25日取締役会決議）

会社法に基づき、当社取締役及び監査役に対して新株予約権を発行することを、平成20年6月26日及び平成21年6月25日開催の定時株主総会決議並びに平成26年6月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月26日、平成21年6月25日及び平成26年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）7名及び監査役（社外監査役を除く）1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	同上（注）2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1．当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を助案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2．当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

（平成20年6月26日及び平成21年6月25日定時株主決議並びに平成27年6月24日取締役会決議）

会社法に基づき、当社取締役及び監査役に対して新株予約権を発行することを、平成20年6月26日及び平成21年6月25日開催の定時株主総会決議並びに平成27年6月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月26日、平成21年6月25日及び平成27年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）7名及び監査役（社外監査役を除く）1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	同上（注）2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）1．当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

2．当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	3,742	2,301
当期間における取得自己株式	100	56

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の行使)	67,000	67,000	-	-
保有自己株式数	115,611	-	115,711	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び新株予約権の行使による譲渡による株式数は含めておりません。

### 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけ、自己資本当期純利益率（ROE）を重視するなかで、経営環境及び配当性向などを総合的に勘案し、成果の分配を行うことを基本方針としております。

当社は、期末配当及び中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり19円の配当（うち中間配当9円）を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は28.5%となりました。

また、内部留保資金につきましては、競争力を高め、将来の事業拡大を図るための設備投資や研究開発などに有効活用してまいります。

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年10月29日 取締役会決議	147,758	9
平成28年6月24日 定時株主総会決議	164,155	10

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	370	729	828	705	655
最低(円)	302	323	545	590	553

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年 10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月
最高(円)	616	640	611	602	600	597
最低(円)	590	591	583	564	553	563

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

男性 11名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)		末 松 正 幸	昭和36年11月22日生	昭和63年3月 アイホン株式会社退職 昭和63年9月 当社入社 平成10年2月 総合企画室企画部企画課長 平成14年6月 経営管理本部企画経理部長 平成16年6月 取締役就任経営管理本部長 平成18年6月 常務取締役就任経営管理本部長 平成21年6月 代表取締役社長就任 平成23年9月 大連北村閥門有限公司董事長就任 (現) 平成24年4月 代表取締役社長兼経営管理本部長 平成24年6月 代表取締役社長(現)	(注)3	336
取締役 名誉相談役		北 村 和 弘	昭和12年5月30日生	昭和34年3月 株式会社北沢バルブ(現株式会社 キッツ)退職 昭和38年5月 当社入社専務取締役就任 昭和53年6月 取締役副社長就任 昭和60年1月 代表取締役社長就任 平成14年6月 大連北村閥門有限公司董事長就任 大連保稅区北村國際工貿有限公司 董事長就任 平成21年6月 代表取締役会長就任 平成25年6月 取締役会長 平成28年6月 取締役名誉相談役(現)	(注)3	328
取締役	生産本部長兼 K P S 推進室長兼 生産管理部長	佐 野 孝 之	昭和30年9月18日生	昭和55年3月 合資会社吉田 S K T 退職 昭和55年4月 当社入社 平成6年6月 生産本部資材部購買課長 平成12年6月 生産本部資材部次長 平成18年6月 生産本部資材部長 平成21年12月 経営管理本部総務部長 平成24年3月 経営管理副本部長兼総務部長 平成24年4月 経営管理副本部長 平成24年6月 取締役就任経営管理本部長 平成26年4月 取締役経営管理本部長兼経理部長 平成26年10月 取締役経営管理本部長 平成27年6月 取締役生産本部長兼 K P S 推進室 長 平成28年1月 取締役生産本部長兼 K P S 推進室 長兼富加工場長 平成28年6月 取締役生産本部長兼 K P S 推進室 兼生産管理部長(現)	(注)3	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	海外事業室長	長 野 博	昭和29年9月22日生	昭和59年4月 株式会社ニットー通商退職 昭和59年5月 当社入社 平成8年4月 研究開発本部開発部デザイン企画課長 平成14年6月 営業本部営業推進部次長兼商品企画課長 平成21年4月 営業本部関西支社長 平成22年7月 営業本部営業推進部長 平成26年6月 取締役就任海外事業室長(現) 大連北村閥門有限公司副董事長就任(現)	(注)3	2
取締役	経営管理本部長兼 経理部長	小 関 智 晶	昭和31年5月4日生	昭和55年4月 株式会社十六銀行入行 平成2年4月 同行人事部付北村バルブ株式会社 (現 株式会社K V K) 出向 平成5年4月 同行証券部 平成8年4月 同行正木支店次長 平成10年4月 同行則武支店長 平成13年4月 同行岩村支店長 平成18年7月 十六信用保証株式会社担保評価部長 平成22年10月 株式会社十六銀行人事部付日本 ガード株式会社出向 平成23年5月 日本ガード株式会社転籍 金融営業部長 平成26年9月 日本ガード株式会社退職 平成26年10月 当社入社経営管理副本部長兼経理部長 平成27年6月 取締役就任経営管理本部長兼経理部長(現)	(注)3	2
取締役	営業本部長	森 田 恭 二	昭和34年9月11日生	昭和59年5月 横浜商銀信用組合退職 昭和60年3月 当社入社 平成10年4月 営業本部関東支社西関東営業所長 平成21年4月 営業本部関東支社次長 平成23年4月 営業本部関東支社長 平成25年4月 営業本部関西支社長 平成27年4月 営業副本部長兼関西支社長 平成27年6月 取締役就任営業本部長(現)	(注)3	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	研究開発本部長、 品質保証室担当兼 開発部長	坪田 充夫	昭和34年10月19日生	昭和60年6月 大洋電機株式会社退職 昭和60年6月 当社入社 平成18年6月 研究開発本部開発部商品開発一課長 平成21年4月 研究開発本部開発部次長兼設計二課長 平成22年7月 生産本部資材部次長 平成25年7月 生産本部資材部長 平成28年4月 研究開発副本部長兼品質保証室長 平成28年6月 取締役就任研究開発本部長、品質保証室担当兼開発部長(現)	(注)3	6
取締役		清澤 正	昭和36年3月26日生	昭和61年4月 株式会社野村総合研究所入社 平成5年1月 野村ヒューマン・リソース株式会社入社 平成9年6月 同社上級コンサルタント 平成16年4月 エヌ・アール・アイ・ラーニングネットワーク株式会社(現 エディフィストラニング株式会社)入社 同社上級コンサルタント(現) 平成21年4月 同社ラーニングソリューション部ビジネス人材コンサルティング課所属(現) 平成27年6月 当社取締役就任(現)	(注)3	
常勤監査役		粟野 秀広	昭和30年5月10日生	昭和53年3月 当社入社 平成元年4月 技術開発部製品開発課長 平成7年4月 研究開発本部品質保証部次長 平成7年8月 品質保証室長 平成13年7月 研究開発本部開発部長 平成18年6月 品質保証室長 平成21年12月 生産本部資材部長 平成24年4月 研究開発副本部長 平成24年6月 取締役就任研究開発本部長、品質保証室担当 平成27年6月 常勤監査役就任(現)	(注)4	1
監査役		木村 静之	昭和27年10月25日生	昭和56年4月 弁護士登録 昭和59年4月 後藤・木村合同法律事務所開設 平成12年6月 当社監査役就任(現) 平成25年7月 木村法律事務所開設 平成28年3月 富士変速機株式会社社外取締役就任(現) 平成28年6月 レシップホールディングス株式会社社外取締役就任(現)	(注)4	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		杉 浦 勝 美	昭和29年2月24日生	昭和51年4月 名古屋国税局総務部総務課 平成14年7月 高松国税不服審判所国税副審判官 平成16年7月 昭和税務署副署長 平成18年7月 名古屋国税局課税第一部機動課長 平成19年7月 厚狭税務署長 平成20年7月 名古屋東税務署長 平成21年7月 名古屋国税局総務部人事第一課長 平成23年7月 津税務署長 平成24年7月 名古屋国税局総務部次長 平成25年7月 同局調査部長 平成26年7月 同局退職 平成26年9月 税理士登録 杉浦勝美税理士事務所開設 平成27年6月 当社監査役就任(現) 平成28年6月 二子八株式会社社外監査役就任 (現)	(注)4	
計						688

- (注) 1. 取締役清澤正は、社外取締役であります。
2. 監査役木村静之及び杉浦勝美は、社外監査役であります。
3. 平成28年6月24日開催の定時株主総会終結の時から1年間であります。
4. 平成27年6月24日開催の定時株主総会終結の時から4年間であります。
5. 取締役社長末松正幸は、取締役名誉相談役北村和弘の娘の配偶者であります。



## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

## (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

## 企業統治の体制

## ・企業統治の体制の概要

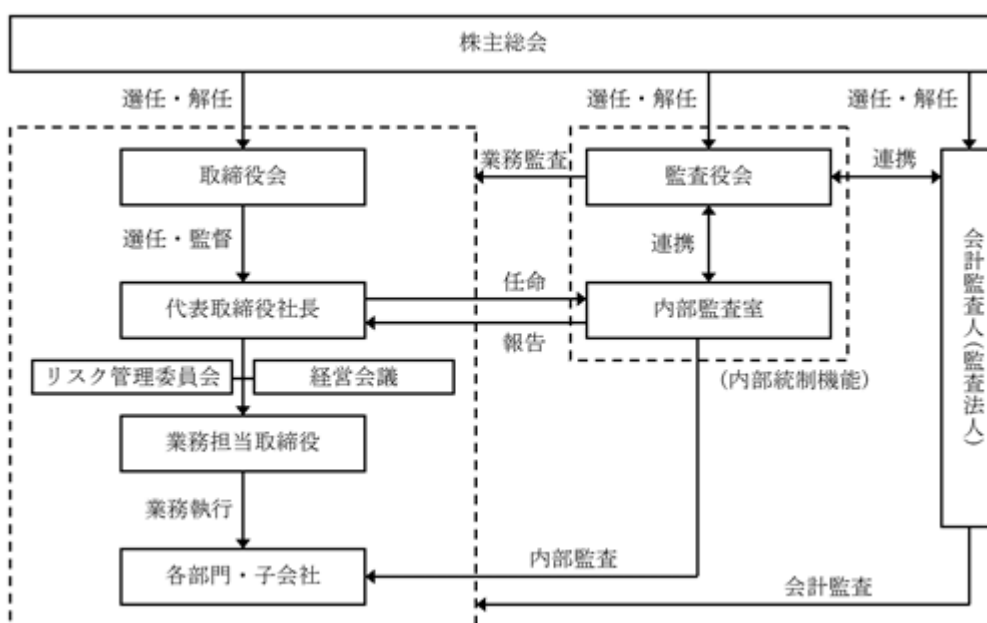
当社は、監査役会設置会社形態を採用しております。

取締役会は、社内取締役7名と平成27年6月に選任された社外取締役1名で構成し、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、迅速な意思決定を図るため、全取締役及び常勤監査役で構成する経営会議を毎週1回開催しております。なお、当社は取締役の経営責任の明確化を図るため、平成20年6月に取締役の任期を1年に短縮しております。

監査役会は、社内監査役1名、社外監査役2名で構成し、奇数月、4月及び6月に開催し、監査役会で決定された監査方針・監査計画に基づき、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は、重要会議へ出席するなど経営の適正な監査・監視に努めております。

内部監査部門として、社長直轄の専任スタッフによる内部監査室を設置し、監査役と連携し当社及び子会社の業務監査を実施し、業務改善に向けた指摘・指導を行っております。

当社の業務執行・監視の仕組み、内部統制システム、リスク管理体制の整備状況の模式図は次のとおりであります。



## ・企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会、監査役会を設置しております。社外監査役を含めた監査役は、会計監査人及び内部監査室と連携して監査を行い、現在の監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。

## ・内部統制システムの整備の状況

## イ．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業倫理の確立、法令遵守、社会的責任達成のため、「企業行動規範」を制定し、当社及び当子会社（以下「当社グループ」という。）の社員に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス及びリスク管理の重要性や内部通報制度について教育を実施し、社員の意識向上に取り組む。

社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な活動を阻害する恐れのある反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

## ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る各種情報（株主総会議事録・取締役会議事録・経営会議議事録・稟議書・各種契約書・会計帳簿・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・事業報告・附属明細書・その他重要文書）の保存及び管理については、法令及び社内規程によるものとする。監査役から要求があった場合には、遅滞なく当該情報の閲覧に応じる。

情報開示については、情報管理責任者（情報開示担当役員）を置き、法令及び証券取引所の定める適時開示規則などに基づき、重要な会社情報の一元管理を行い、迅速かつ正確な情報開示に努める。

#### 八．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業環境の変化に対応するため、当社グループの内部統制、コンプライアンス及びリスクを統括的に把握・管理することが重要であると認識し、「リスク管理委員会」を設け、必要な都度開催し、社内規程の整備をはじめ、平常時・発生時の観点から年1回既存リスクの見直しや新たなリスクの洗い出しなど経営上のリスクを総合的に分析し、潜在リスクの最小化や顕在化した場合の対応策に取り組む。

品質、安全衛生、環境、情報セキュリティなどのリスクについては、その担当部署または委員会を設けることにより、リスクの未然防止や再発防止に努める。

#### 二．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月原則1回開催し、経営の基本方針・法令事項・その他の経営に関する重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督を行う。また、取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うため、全取締役及び常勤監査役で構成する経営会議を取締役会の下に設け、毎週原則1回開催し、業務上の重要事項について慎重な審議を行い、取締役会で決定する。

取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程に権限及び責任の詳細を定める。

当社は、将来の経営環境を見据え、当社グループの中期経営計画・年度利益計画を策定し、目標値を設定する。各担当取締役は、経営計画を達成するため、各部署が目標達成に向けた具体策を決定し、経営会議において定期的に達成状況のレビューと改善策を報告する。

#### ホ．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の経営について担当取締役を責任者として置き、月1回の取締役会に担当取締役が出席し、職務執行の定期的な報告と重要案件について審議を行い、当社グループの迅速かつ確かな意思決定を図るなど、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理に取り組む。また、必要に応じて子会社への指導・支援並びにモニタリングを通じ、経営全般の実効性を高める。

当社は、内部統制・牽制機能として、社長直轄の専任スタッフによる内部監査室を設置し、監査役(監査役会)と連携するとともに、監査計画並びに代表取締役社長からの指示に基づき、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性、法令・定款・社内規程などの遵守状況について業務監査を実施し、業務改善に向けた指摘・指導を行う。指摘事項については改善・是正を求め、監査結果については社長へ報告する。

#### ヘ．財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に基づき内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制の構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令などとの適合性を確保する。

取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関して適切に監督を行う。

#### ト．監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

当社は、現在監査役を補助する使用人を置いていないが、監査役会規程及び監査役監査基準に則り、監査役から求められた場合には、取締役と監査役の協議の上、監査役の職務を補助するために必要な能力・経験・知識を有する者を配置する。

当該使用人は、業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有する。

当該使用人の適切な職務の遂行のため、人事異動・人事評価・懲戒処分などについては、監査役の事前同意を得るものとする。

#### チ．取締役及び使用人などが監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人などは、監査役会の定めるところにより、以下の事項を監査役に報告する。

- ・内部統制システムの構築及び運用状況
- ・当社グループに著しい損害・不利益を及ぼす恐れのある事実
- ・取締役及び使用人の職務執行に関して不正行為、法令・定款・社内規程などに違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合、当該事実
- ・経営会議で報告・審議された案件
- ・内部監査室が実施した監査結果
- ・リスク管理委員会の活動状況及び内部通報制度による通報状況

当社は、当社グループの取締役及び使用人などが当社監査役への当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

リ、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会を奇数月、4月及び6月に開催し、監査に関する重要事項について協議・決議を行うとともに、監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスク、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互の意思疎通を図る。

監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役は、経営会議をはじめ社内の重要会議への参加や監査計画に基づく各部署・子会社の個別監査を通じ、取締役の職務執行に関する適法性や内部統制システムの有効性の経営実態を把握し、適宜意見陳述を行うなど経営の適正な監査・監視に努める。

監査役は、会計監査人と監査計画に基づき、期中・期末監査終了後に報告会を開催し、会計監査人から監査の方法・結果、内部統制などの詳細な報告を受け、財務報告の信頼性を確認するとともに、内部監査室・会計監査人と必要に応じて相互の意見・情報交換を行うなど連携を密にして監査の実効性と効率性をめざす。また、必要に応じて顧問弁護士の助言を受ける。

当社は、監査役が職務の執行に伴い生じる費用の請求を行った場合は、監査役の求めに応じて適切に処理する。

#### 内部監査及び監査役監査の状況

社長直轄の専任スタッフ1名による内部監査室を設置し、監査役(監査役会)と連携して、監査計画並びに代表取締役社長からの指示に基づき、各部署の業務全般の妥当性と有効性、法令・定款・社内規程などの遵守状況について監査を実施し、業務改善に向けた指摘・指導を行っております。指摘事項については改善・是正を求め、監査結果については社長へ報告しております。必要に応じて品質・環境ISO管理責任者及び内部監査員とも情報交換を行い、監査の有効性の向上を図っております。

監査役監査は、監査役会で定めた監査計画に従い厳正な監査を実施しております。監査結果については、取締役会に報告するとともに、その後の改善処置について監視しております。また、内部監査室・会計監査人と必要に応じて相互の意見・情報交換を行うなど連携を密にして監査の実効性と効率性をめざしております。さらに、必要に応じて顧問弁護士の助言を受け違法性に留意しております。

#### 社外取締役及び社外監査役

イ．会社と社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係

社外取締役清澤正と当社との間には、人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役木村静之と当社との間には、人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役杉浦勝美と当社との間には、人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

ロ．社外取締役及び社外監査役の選任状況

清澤正は、長きに渡り企業のコンサルティングと研修に携わり、その豊富な専門的知識を活かし経営の適正性・効率性を監視する観点から適任であります。また、独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。

木村静之は、法律に関する豊富な専門的知識を活かし経営の適正性・効率性を監視する観点から適任であります。また、独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。

杉浦勝美は、税務に関する豊富な専門的知識を活かし経営の適正性・効率性を監視する観点から適任であります。また、独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反の生じる恐れがなく、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけると判断し、独立役員として指定しております。

ハ．社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針について特別に定められていませんが、その選任にあたっては東京証券取引所の独立役員に関する独立性の基準などを参考にしております。

役員報酬等

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	
取締役(社外取締役を除く。)	123,516	104,334	19,182	9
監査役(社外監査役を除く。)	11,211	9,960	1,251	2
社外役員	6,510	6,510	-	4

(注) 1．上記には、平成27年6月24日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名も含んでおります。

2．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

11銘柄 338,447千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)十六銀行	271,062	119,538	財務・経理・総務に係る業務のより円滑な推進のため
タカラスタンド(株)	104,086	105,751	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
(株)キッツ	91,000	54,054	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
クリナップ(株)	27,860	26,049	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
ミヤコ(株)	23,700	21,330	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
永大産業(株)	20,000	8,920	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
(株)長府製作所	1,000	2,970	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）	保有目的
タカラスタンダード(株)	109,354	111,869	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
(株)十六銀行	271,062	91,076	財務・経理・総務に係る業務のより円滑な推進のため
(株)キッツ	91,000	44,317	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
クリナップ(株)	27,860	21,480	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
ミヤコ(株)	23,700	18,414	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
永大産業(株)	20,000	8,120	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため
(株)長府製作所	1,000	2,608	当社グループの商品・サービスに係る業務のより円滑な推進のため

#### 取締役の定数と選任決議要件

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議することが出来る事項

##### イ．自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策が可能となるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

##### ロ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元が可能となるよう、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、定足数の緩和を図ることにより、株主総会の特別決議を機動的に行えることを目的とするものであります。

#### 取締役及び監査役の実任免除の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

#### 会計監査の状況

会計監査につきましては、監査法人アンビシャスと監査契約を締結し、年間監査計画に基づき会計監査を受けております。監査役と会計監査人は、緊密な連携を保ち、期中・期末監査終了後に報告会を開催し、会計監査人より監査役に対し監査の方法・結果、内部統制などの詳細な報告を行い、財務報告の信頼性を確認しております。

当社の監査業務を執行した公認会計士は、吉田実郎、諏訪直樹であり、当社監査年数は、それぞれ1年、3年です。監査業務に係る補助者は、監査法人アンビシャスに勤務する公認会計士3名により構成されております。

( 2 ) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	18,000	-	18,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	18,000	-	18,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査証明業務の年間計画、予定時間を総合的に勘案して決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人アンビシャスによる監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ有価証券報告書提出日現在加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	3,887,377	3,713,422
受取手形及び売掛金	6,394,578	6,399,415
電子記録債権	2,343,754	2,513,184
商品及び製品	821,911	715,980
仕掛品	737,169	655,429
原材料及び貯蔵品	1,221,324	1,066,472
繰延税金資産	354,177	329,790
その他	98,790	95,736
貸倒引当金	15,370	6,700
流動資産合計	15,843,713	15,482,732
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	1 3,958,484	1 3,860,483
減価償却累計額	2,577,595	2,615,852
建物及び構築物（純額）	1,380,888	1,244,630
機械装置及び運搬具	7,720,248	7,966,550
減価償却累計額	5,945,286	5,958,575
機械装置及び運搬具（純額）	1,774,962	2,007,975
土地	1 1,639,327	1 1,854,786
リース資産	108,897	86,639
減価償却累計額	62,155	62,557
リース資産（純額）	46,741	24,081
建設仮勘定	218,404	1,068,769
その他	3,903,309	4,042,430
減価償却累計額	3,643,031	3,759,561
その他（純額）	260,277	282,868
有形固定資産合計	5,320,601	6,483,113
無形固定資産	354,020	288,952
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	379,174	389,631
繰延税金資産	27,476	75,059
退職給付に係る資産	164,213	61,095
その他	101,211	89,091
貸倒引当金	64	64
投資その他の資産合計	672,011	614,813
固定資産合計	6,346,633	7,386,879
<b>資産合計</b>	<b>22,190,347</b>	<b>22,869,611</b>



(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,935,831	1,657,851
電子記録債務	2,474,838	2,607,933
リース債務	28,314	21,345
未払法人税等	372,745	416,364
設備関係支払手形	39,477	112,910
営業外電子記録債務	207,166	170,391
その他	1,375,603	1,387,088
流動負債合計	6,433,977	6,373,884
固定負債		
リース債務	25,285	3,940
退職給付に係る負債	65,454	72,614
その他	111,829	109,493
固定負債合計	202,569	186,047
負債合計	6,636,547	6,559,932
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,831,425	2,831,425
資本剰余金	2,999,825	2,999,825
利益剰余金	9,366,536	10,470,535
自己株式	91,365	59,381
株主資本合計	15,106,420	16,242,403
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	69,986	40,440
為替換算調整勘定	316,721	75,232
退職給付に係る調整累計額	48,748	164,353
その他の包括利益累計額合計	337,958	48,681
新株予約権	109,420	115,956
純資産合計	15,553,800	16,309,679
負債純資産合計	22,190,347	22,869,611

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	23,711,783	23,382,539
売上原価	1, 3 17,559,849	1, 3 16,984,541
売上総利益	6,151,933	6,397,997
販売費及び一般管理費		
販売費	3,174,925	3,189,861
一般管理費	3 1,257,772	3 1,305,639
販売費及び一般管理費合計	2 4,432,697	2 4,495,501
営業利益	1,719,235	1,902,496
営業外収益		
受取利息	1,065	2,624
受取配当金	6,731	7,160
受取賃貸料	35,579	29,586
作業屑売却益	22,281	22,306
貸倒引当金戻入額	3,598	8,670
為替差益	-	45,789
その他	32,682	39,246
営業外収益合計	101,938	155,382
営業外費用		
売上割引	37,585	39,225
為替差損	15,940	-
その他	3,036	9,611
営業外費用合計	56,562	48,837
経常利益	1,764,612	2,009,042
特別利益		
固定資産売却益	4 1,948	-
投資有価証券売却益	-	599
特別利益合計	1,948	599
特別損失		
固定資産売却損	5 289	5 752
固定資産除却損	6 13,271	6 25,464
減損損失	7 36,998	-
特別損失合計	50,559	26,216
税金等調整前当期純利益	1,716,000	1,983,425
法人税、住民税及び事業税	528,161	530,065
法人税等調整額	147,618	34,110
法人税等合計	675,779	564,175
当期純利益	1,040,220	1,419,249
親会社株主に帰属する当期純利益	1,040,220	1,419,249

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	1,040,220	1,419,249
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	34,627	29,546
為替換算調整勘定	286,711	241,488
退職給付に係る調整額	60,053	115,604
その他の包括利益合計	1,261,286	1,386,639
包括利益	1,301,506	1,032,609
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,301,506	1,032,609

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,831,425	2,999,825	8,453,782	88,779	14,196,253
会計方針の変更による累積的影響額			166,928		166,928
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,831,425	2,999,825	8,620,710	88,779	14,363,181
当期変動額					
剰余金の配当			294,394		294,394
親会社株主に帰属する当期純利益			1,040,220		1,040,220
自己株式の取得				2,586	2,586
自己株式の処分					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	745,825	2,586	743,239
当期末残高	2,831,425	2,999,825	9,366,536	91,365	15,106,420

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	35,358	30,009	11,304	76,672	87,320	14,360,246
会計方針の変更による累積的影響額						166,928
会計方針の変更を反映した当期首残高	35,358	30,009	11,304	76,672	87,320	14,527,174
当期変動額						
剰余金の配当						294,394
親会社株主に帰属する当期純利益						1,040,220
自己株式の取得						2,586
自己株式の処分						-
利益剰余金から資本剰余金への振替						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34,627	286,711	60,053	261,286	22,100	283,386
当期変動額合計	34,627	286,711	60,053	261,286	22,100	1,026,625
当期末残高	69,986	316,721	48,748	337,958	109,420	15,553,800

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,831,425	2,999,825	9,366,536	91,365	15,106,420
当期変動額					
剰余金の配当			294,928		294,928
親会社株主に帰属する当期純利益			1,419,249		1,419,249
自己株式の取得				2,301	2,301
自己株式の処分		20,322		34,286	13,963
利益剰余金から資本剰余金への振替		20,322	20,322		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,103,998	31,984	1,135,982
当期末残高	2,831,425	2,999,825	10,470,535	59,381	16,242,403

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	69,986	316,721	48,748	337,958	109,420	15,553,800
当期変動額						
剰余金の配当						294,928
親会社株主に帰属する当期純利益						1,419,249
自己株式の取得						2,301
自己株式の処分						13,963
利益剰余金から資本剰余金への振替						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29,546	241,488	115,604	386,639	6,536	380,103
当期変動額合計	29,546	241,488	115,604	386,639	6,536	755,879
当期末残高	40,440	75,232	164,353	48,681	115,956	16,309,679

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	1,716,000	1,983,425
減価償却費	708,611	666,630
減損損失	36,998	-
株式報酬費用	22,100	20,433
退職給付に係る資産の増減額（は増加）	21,584	56,279
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	6,207	3,210
貸倒引当金の増減額（は減少）	4,533	8,670
受取利息及び受取配当金	8,920	10,989
支払利息	37,585	39,225
為替差損益（は益）	48,137	15,715
有形固定資産売却損益（は益）	1,658	752
投資有価証券売却損益（は益）	-	599
有形固定資産除却損	13,271	25,464
売上債権の増減額（は増加）	1,274,753	94,254
たな卸資産の増減額（は増加）	132,665	274,374
仕入債務の増減額（は減少）	609,634	112,428
その他の資産の増減額（は増加）	3,149	4,673
その他の負債の増減額（は減少）	77,077	134,459
小計	3,208,063	2,584,794
利息及び配当金の受取額	8,823	10,949
利息の支払額	37,585	39,225
法人税等の支払額	711,946	497,115
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,467,355	2,059,402
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	406,111	1,746,980
有形固定資産の売却による収入	257,133	9,094
投資有価証券の取得による支出	4,760	74,098
投資有価証券の売却による収入	-	19,439
その他の支出	55,546	37,707
投資活動によるキャッシュ・フロー	209,285	1,830,252
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	30,497	28,314
ストックオプションの行使による収入	-	67
自己株式の取得による支出	2,586	2,301
配当金の支払額	294,491	295,055
財務活動によるキャッシュ・フロー	327,575	325,605
現金及び現金同等物に係る換算差額	43,636	77,500
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,974,130	173,955
現金及び現金同等物の期首残高	1,913,247	3,887,377
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,887,377	1 3,713,422

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数 1社

（2）連結子会社の名称

大連北村閥門有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表を作成するに当たっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

    其他有価証券

        時価のあるもの

            決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

        時価のないもの

            移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

    商品、製品、原材料、仕掛品

        月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

    貯蔵品

        最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

    当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

        なお、主要な資産の主な耐用年数は以下のとおりであります。

        建物及び構築物                    10～31年

        機械装置及び運搬具              5～12年

無形固定資産（リース資産を除く）

    定額法を採用しております。

        なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

    所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

        リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

        なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（3）重要な引当金の計上基準

    貸倒引当金

        売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、  
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)  
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)  
等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(従業員より収受する受取家賃の計上区分の変更にもなう表示方法の変更)

従来、従業員社宅について、借上物件は支払家賃を「販売費及び一般管理費」に計上し、従業員より収受する受取家賃を「営業外収益」の「受取賃貸料」に計上しておりましたが、費用負担の実態を明確にし、損益区分をより適正とするために、当連結会計年度より当該受取家賃を「販売費及び一般管理費」の支払家賃の控除項目として処理する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取賃貸料」に含めて表示していた36,266千円は、「販売費及び一般管理費」から控除する組み替えを行っております。

なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
建物	953,427千円	879,237千円
土地	1,243,506	1,243,506
計	2,196,934	2,122,743

上記に対応する債務はありません。



## (連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	116,264千円	128,517千円

- 2 販売費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
運送費及び保管費	417,019千円	423,770千円
給料及び手当	1,261,171	1,320,305
退職給付費用	22,296	24,252
アフターサービス費	449,149	381,189

一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料及び手当	382,996千円	400,287千円
退職給付費用	6,020	6,425

- 3 一般管理費及び当期総製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	360,876千円	370,733千円

- 4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
機械装置及び運搬具	257千円	- 千円
その他(工具、器具及び備品)	50	-
土地	1,640	-
計	1,948	-

- 5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	- 千円	417千円
機械装置及び運搬具	289	334
計	289	752

6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
建物及び構築物	3,315千円	2,873千円
機械装置及び運搬具	6,653	21,458
その他(工具、器具及び備品)	3,302	1,133
計	13,271	25,464

7 減損損失

前連結会計年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	その他
岐阜県加茂郡富加町	金型鑄造	機械装置	36,998千円

当社グループは、工場等についてはキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で、遊休資産については当該資産単独で資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、当資産グループの回収可能価額を零と評価し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

当連結会計年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	47,954千円	44,479千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	47,954	44,479
税効果額	13,326	14,932
その他有価証券評価差額金	34,627	29,546
為替換算調整勘定：		
当期発生額	286,711	241,488
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	85,398	171,329
組替調整額	3,115	7,983
税効果調整前	88,514	163,346
税効果額	28,461	47,741
退職給付に係る調整額	60,053	115,604
その他の包括利益合計	261,286	386,639

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	16,531,157	-	-	16,531,157
合計	16,531,157	-	-	16,531,157
自己株式				
普通株式(注)	174,816	4,053	-	178,869
合計	174,816	4,053	-	178,869

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加4,053株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	109,420
合計		-	-	-	-	-	109,420

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	147,207	9	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年10月29日 取締役会	普通株式	147,187	9	平成26年9月30日	平成26年12月5日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	147,170	利益剰余金	9	平成27年3月31日	平成27年6月25日

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	16,531,157	-	-	16,531,157
合計	16,531,157	-	-	16,531,157
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2	178,869	3,742	67,000	115,611
合計	178,869	3,742	67,000	115,611

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,742株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少67,000株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	-	-	-	-	-	115,956
合計		-	-	-	-	-	115,956

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	147,170	9	平成27年3月31日	平成27年6月25日
平成27年10月29日 取締役会	普通株式	147,758	9	平成27年9月30日	平成27年12月4日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	164,155	利益剰余金	10	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	3,887,377千円	3,713,422千円
現金及び現金同等物	3,887,377	3,713,422

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

生産設備(機械装置及び運搬具)及び事務機器(工具、器具及び備品)であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度(平成27年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	43,332	42,609	722
合計	43,332	42,609	722

(単位：千円)

	当連結会計年度(平成28年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	43,332	43,332	-
合計	43,332	43,332	-

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

(2)未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	722	-
1年超	-	-
合計	722	-

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

## (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
支払リース料	4,333	722
減価償却費相当額	4,333	722

## (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式及び投資信託は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び投融資に係る資金調達であります。固定金利による調達のため金利の変動リスクはありません。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,887,377	3,887,377	-
(2) 受取手形及び売掛金	6,394,578		
(3) 電子記録債権	2,343,754		
貸倒引当金(*)	15,370		
	8,722,962	8,722,962	-
(4) 投資有価証券	338,613	338,613	-
資産計	12,948,953	12,948,953	-
(1) 支払手形及び買掛金	1,935,831	1,935,831	-
(2) 電子記録債務	2,474,838	2,474,838	-
(3) リース債務(流動負債)	28,314	28,125	189
(4) 未払法人税等	372,745	372,745	-
(5) 設備関係支払手形	39,477	39,477	-
(6) 営業外電子記録債務	207,166	207,166	-
(7) リース債務(固定負債)	25,285	24,917	368
負債計	5,083,660	5,083,102	558

(\*) 受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3,713,422	3,713,422	-
(2) 受取手形及び売掛金	6,399,415		
(3) 電子記録債権	2,513,184		
貸倒引当金(*)	6,700		
(4) 投資有価証券	8,905,899	8,905,899	-
	349,070	349,070	-
資産計	12,968,392	12,968,392	-
(1) 支払手形及び買掛金	1,657,851	1,657,851	-
(2) 電子記録債務	2,607,933	2,607,933	-
(3) リース債務(流動負債)	21,345	21,275	70
(4) 未払法人税等	416,364	416,364	-
(5) 設備関係支払手形	112,910	112,910	-
(6) 営業外電子記録債務	170,391	170,391	-
(7) リース債務(固定負債)	3,940	3,889	51
負債計	4,990,736	4,990,615	121

(\*) 受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金、電子記録債権については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(4) 投資有価証券

この株式及び投資信託の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(4) 未払法人税等、(5) 設備関係支払手形、(6) 営業外電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務(流動負債)、(7) リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	40,561	40,561

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 投資有価証券」には含めておりません。



3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超(千円)
現金及び預金	3,886,266	-
受取手形及び売掛金	6,394,578	-
電子記録債権	2,343,754	-
合計	12,624,598	-

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内(千円)	1年超(千円)
現金及び預金	3,712,526	-
受取手形及び売掛金	6,399,415	-
電子記録債権	2,513,184	-
合計	12,625,126	-

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	28,314	21,345	3,242	698	-	-

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	21,345	3,242	698	-	-	-

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	219,074	113,338	105,736
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	219,074	113,338	105,736
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	119,538	123,090	3,551
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	119,538	123,090	3,551
合計		338,613	236,428	102,184

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 40,561千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	188,394	97,886	90,508
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	51,184	50,110	1,073
	(3) その他	-	-	-
	小計	239,578	147,996	91,581
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	109,491	143,368	33,876
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	109,491	143,368	33,876
	合計	349,070	291,364	57,705

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 40,561千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	19,439	599	-
(3) その他	-	-	-
合計	19,439	599	-

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び役職功労加算金制度を設けております。また、一般従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

なお、連結子会社では退職給付制度は設けておりません。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,683,119千円	1,611,022千円
会計方針の変更による累積的影響額	256,024	-
会計方針の変更を反映した期首残高	1,427,094	1,611,022
勤務費用	110,730	126,063
利息費用	28,541	11,921
数理計算上の差異の発生額	165,729	84,930
退職給付の支払額	121,075	80,510
退職給付債務の期末残高	1,611,022	1,753,427

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	1,553,645千円	1,709,781千円
期待運用収益	62,145	68,391
数理計算上の差異の発生額	80,331	86,399
事業主からの拠出額	131,034	128,995
退職給付の支払額	117,375	78,860
年金資産の期末残高	1,709,781	1,741,908

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,545,567千円	1,680,813千円
年金資産	1,709,781	1,741,908
	164,213	61,095
非積立型制度の退職給付債務	65,454	72,614
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	98,758	11,518
退職給付に係る負債	65,454	72,614
退職給付に係る資産	164,213	61,095
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	98,758	11,518

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	110,730千円	126,063千円
利息費用	28,541	11,921
期待運用収益	62,145	68,391
数理計算上の差異の費用処理額	851	10,248
過去勤務費用の費用処理額	2,264	2,264
確定給付制度に係る退職給付費用	74,011	77,577

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	2,264千円	2,264千円
未認識数理計算上の差異	86,250	161,081
合 計	88,514	163,346

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	11,700千円	9,436千円
未認識数理計算上の差異	82,877	243,959
合 計	71,176	234,523

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
債券	62%	64%
株式	25	22
その他	13	14
合 計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
割引率	0.7%	0.7%
長期期待運用収益率	4.0%	4.0%
予想昇給率	4.7%	4.7%

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上原価の株式報酬費	-	-
一般管理費の株式報酬費	22,100	20,433

## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 1名	当社取締役 8名 当社監査役 1名	当社取締役 8名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 68,000株	普通株式 125,000株	普通株式 104,000株
付与日	平成20年6月26日	平成21年6月25日	平成22年6月25日
権利確定条件	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年6月27日 至 平成50年6月26日	自 平成21年6月26日 至 平成51年6月25日	自 平成22年6月26日 至 平成52年6月25日

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 1名	当社取締役 7名 当社監査役 1名	当社取締役 7名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 126,000株	普通株式 140,000株	普通株式 56,000株
付与日	平成23年7月15日	平成24年7月19日	平成25年7月17日
権利確定条件	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成23年7月19日 至 平成53年7月18日	自 平成24年7月20日 至 平成54年7月19日	自 平成25年7月18日 至 平成55年7月17日

	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 1名	当社取締役 7名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 52,000株	普通株式 49,000株
付与日	平成26年7月17日	平成27年7月16日
権利確定条件	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。	新株予約権を割当てる日の翌日から30年以内の期間内において、当社の取締役及び監査役が当社の役員の地位を喪失したとき。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年7月18日 至 平成56年7月17日	自 平成27年7月17日 至 平成57年7月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	40,000	82,000	68,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	5,000	13,000	11,000
未確定残	35,000	69,000	57,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	5,000	13,000	11,000
権利行使	5,000	13,000	11,000
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	91,000	115,000	52,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	13,000	13,000	6,000
未確定残	78,000	102,000	46,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	13,000	13,000	6,000
権利行使	13,000	13,000	6,000
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	52,000	-
付与	-	49,000
失効	-	-
権利確定	6,000	-
未確定残	46,000	49,000
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	6,000	-
権利行使	6,000	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	635	635	635
付与日における公正な評価単価 (円)	226.00	96.31	124.74

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	635	635	635
付与日における公正な評価単価 (円)	200.36	188.00	424.00

	平成26年 ストック・オプション	平成27年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	635	-
付与日における公正な評価単価 (円)	425.00	417.00

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成27年ストック・オプション
株価変動性(注) 1	36.1%
予想残存期間(注) 2	15年
予想配当(注) 3	18円/株
無リスク利率(注) 4	0.83%

(注) 1. 15年間(平成12年7月から平成27年7月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成27年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間の最終日から前後3ヶ月以内に到来する超長期国債の複利回りの平均値であります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。



（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産（流動）		
貸倒引当金	1,796千円	2,020千円
未払従業員賞与	146,846	161,255
未払従業員賞与と社会保険料	20,947	23,214
未払事業税	28,099	29,926
子会社繰越欠損金	63,293	-
連結会社間内部利益消去	3,157	26,588
その他	91,235	87,904
計	355,375	330,908
繰延税金負債（流動）		
特別償却準備金	1,197	1,118
計	1,197	1,118
繰延税金資産（固定）		
貸倒引当金	17	19
長期未払金	32,338	30,007
退職給付に係る負債	49,262	21,191
その他	68,212	63,710
計	149,830	114,928
評価性引当額	6,454	6,129
計	143,375	108,799
繰延税金負債（固定）		
退職給付に係る資産	81,363	15,356
特別償却準備金	2,337	1,118
その他有価証券評価差額金	32,198	17,265
計	115,899	33,740
繰延税金資産の純額	381,654	404,849

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	34.8%	32.3%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.5
住民税均等割	1.7	1.5
海外連結子会社の税率差異	3.3	2.4
法人税額の特別控除等	2.1	2.4
子会社繰越欠損金	1.4	-
子会社繰越欠損金の当期使用額	-	2.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.5	0.8
その他	1.1	0.9
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	39.4	28.4

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.2%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、29.9%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は17,705千円減少し、法人税等調整額が14,893千円、その他有価証券評価差額金が917千円、それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が3,728千円減少しております。

（企業結合等関係）

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総額は、重要性に乏しいため、賃貸等不動産の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、給水栓・給排水金具・継手及び配管部材の製造・加工・仕入れ及び販売を主事業とする専門メーカーで、当社及び中国大連の子会社1社で構成された所在地別セグメント情報を報告セグメントとしております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

## 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1,3	連結財務諸表 計上額 (注)2
	日本	中国	計		
売上高					
外部顧客への売上高	23,622,926	88,856	23,711,783	-	23,711,783
セグメント間の内部売上高又は 振替高	217,040	4,742,842	4,959,883	4,959,883	-
計	23,839,966	4,831,699	28,671,666	4,959,883	23,711,783
セグメント利益又は損失( ) (注)4	2,331,785	139,928	2,191,857	472,621	1,719,235
セグメント資産	17,450,889	2,591,774	20,042,663	2,147,684	22,190,347

(注)1. セグメント利益調整額 472,621千円には、セグメント間取引消去54,947千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 535,153千円及び棚卸資産の調整額7,583千円が含まれております。全社費用は、主に親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産の調整額2,147,684千円には、セグメント間消去 2,072,946千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産4,220,630千円が含まれております。全社資産の主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)、管理部門等に係る有形固定資産であります。

4. 表示方法の変更に伴い、セグメント利益又は損失の組み替えを行っております。この結果、日本で36,266千円セグメント利益が増加しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1,3	連結財務諸表 計上額 (注)2
	日本	中国	計		
売上高					
外部顧客への売上高	23,315,402	67,136	23,382,539	-	23,382,539
セグメント間の内部売上高又は 振替高	176,746	4,707,876	4,884,622	4,884,622	-
計	23,492,148	4,775,013	28,267,162	4,884,622	23,382,539
セグメント利益	2,116,545	377,318	2,493,864	591,367	1,902,496
セグメント資産	18,337,043	2,525,931	20,862,975	2,006,636	22,869,611

(注)1. セグメント利益調整額 591,367千円には、セグメント間取引消去48,049千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 582,131千円及び棚卸資産の調整額 57,286千円が含まれております。全社費用は、主に親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産の調整額2,006,636千円には、セグメント間消去 1,729,456千円及び各報告セグメントに配分していない全社資産3,736,092千円が含まれています。全社資産の主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)、管理部門等に係る有形固定資産であります。

## 【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	中国	合計
4,435,229	885,372	5,320,601

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名(日本)	売上高
パナソニックエコソリューションズ住宅 設備株式会社	3,038,315

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	中国	合計
5,734,846	748,266	6,483,113

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名(日本)	売上高
パナソニックエコソリューションズ住宅設備株式会社	2,948,989

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	日本	中国	計
減損損失	36,998	-	36,998

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)及び当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

開示する取引はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	944円47銭	986円48銭
1株当たり当期純利益金額	63円60銭	86円52銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	61円77銭	84円5銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	15,553,800	16,309,679
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	109,420	115,956
(うち新株予約権(千円))	(109,420)	(115,956)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	15,444,379	16,193,722
普通株式の発行済株式数(株)	16,531,157	16,531,157
普通株式の自己株式数(株)	178,869	115,611
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	16,352,288	16,415,546

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	1,040,220	1,419,249
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	1,040,220	1,419,249
期中平均株式数(株)	16,354,795	16,401,926
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	483,851	482,629
(うち新株予約権(株))	(483,851)	(482,629)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	28,314	21,345	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	25,285	3,940	-	平成29年～30年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	53,600	25,285	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超 (千円)
リース債務	3,242	698	-	-

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	5,705,016	11,296,572	17,183,908	23,382,539
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	212,541	628,813	1,210,879	1,983,425
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(千円)	131,208	442,799	807,873	1,419,249
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	8.02	27.02	49.26	86.52

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	8.02	18.97	22.23	37.24

## 重要な訴訟事件等

当社は、平成26年8月28日付にて、JFE継手株式会社(以下「原告」)から特許侵害による訴訟の提起を受けましたが、平成28年6月23日付にて大阪地方裁判所より原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡されました。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	3,604,439	2,922,619
受取手形	2,580,481	2,579,763
電子記録債権	2,343,754	2,513,184
売掛金	2 3,837,817	2 3,836,837
商品	46,510	50,513
製品	540,102	540,344
仕掛品	507,393	505,076
原材料	670,706	632,391
貯蔵品	153,487	150,542
前払費用	24,220	31,561
短期貸付金	2 200,000	2 100,000
繰延税金資産	287,727	303,202
未収入金	2 66,319	2 54,735
その他	2 3,750	2 4,418
貸倒引当金	15,370	6,700
流動資産合計	14,851,339	14,218,489
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1 997,537	1 917,553
構築物	80,740	76,052
機械及び装置	1,219,025	1,506,185
車両運搬具	7,934	12,810
工具、器具及び備品	250,701	276,666
土地	1 1,639,327	1 1,854,786
リース資産	46,741	24,081
建設仮勘定	193,220	1,066,709
有形固定資産合計	4,435,229	5,734,846
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	283,922	230,530
電話加入権	9,232	9,232
リース資産	4,306	-
無形固定資産合計	297,461	239,763



(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	379,174	389,631
出資金	530	530
関係会社出資金	1,181,358	1,181,358
破産更生債権等	64	64
長期前払費用	15,002	16,573
前払年金費用	240,876	297,155
繰延税金資産	6,030	2,501
その他	40,686	42,189
貸倒引当金	64	64
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>1,863,658</b>	<b>1,929,939</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>6,596,349</b>	<b>7,904,549</b>
<b>資産合計</b>	<b>21,447,689</b>	<b>22,123,039</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	966,487	745,326
電子記録債務	2,474,838	2,607,933
買掛金	2,104,279	2,945,458
リース債務	28,314	21,345
未払金	2,378,387	2,521,370
未払費用	588,131	685,874
未払法人税等	372,745	412,304
未払消費税等	261,607	45,819
預り金	25,923	25,447
設備関係支払手形	39,477	112,910
営業外電子記録債務	207,166	170,391
<b>流動負債合計</b>	<b>6,387,360</b>	<b>6,294,180</b>
<b>固定負債</b>		
リース債務	25,285	3,940
退職給付引当金	70,940	74,150
長期未払金	102,629	100,293
長期預り保証金	9,200	9,200
<b>固定負債合計</b>	<b>208,055</b>	<b>187,584</b>
<b>負債合計</b>	<b>6,595,415</b>	<b>6,481,765</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,831,425	2,831,425
資本剰余金		
資本準備金	2,999,825	2,999,825
資本剰余金合計	2,999,825	2,999,825
利益剰余金		
利益準備金	707,856	707,856
その他利益剰余金	8,225,125	9,005,152
特別償却準備金	7,592	5,190
別途積立金	6,800,000	7,800,000
繰越利益剰余金	1,417,533	1,199,961
利益剰余金合計	8,932,982	9,713,008
自己株式	91,365	59,381
株主資本合計	14,672,866	15,484,876
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	69,986	40,440
評価・換算差額等合計	69,986	40,440
新株予約権	109,420	115,956
純資産合計	14,852,273	15,641,273
負債純資産合計	21,447,689	22,123,039

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	5 23,839,966	5 23,492,148
売上原価	5 17,926,939	5 17,777,172
売上総利益	5,913,027	5,714,976
販売費及び一般管理費	1 4,116,394	1 4,180,562
営業利益	1,796,632	1,534,414
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	5 10,122	5 11,517
技術指導料	5 42,552	5 33,966
受取賃貸料	35,579	29,586
作業屑売却益	22,281	22,306
貸倒引当金戻入額	3,598	8,670
その他	41,060	49,708
営業外収益合計	155,195	155,755
営業外費用		
売上割引	37,585	39,225
その他	1,702	2,132
営業外費用合計	39,287	41,358
経常利益	1,912,540	1,648,810
特別利益		
固定資産売却益	2 1,897	-
投資有価証券売却益	-	599
特別利益合計	1,897	599
特別損失		
固定資産売却損	-	3 433
固定資産除却損	4 11,370	4 25,060
減損損失	36,998	-
特別損失合計	48,369	25,493
税引前当期純利益	1,866,069	1,623,917
法人税、住民税及び事業税	528,161	525,653
法人税等調整額	150,280	2,986
法人税等合計	678,441	528,640
当期純利益	1,187,627	1,095,277

## 【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)			当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
材料費			12,800,084	72.3		12,663,773	72.8
労務費			2,860,501	16.2		2,817,809	16.2
経費							
外注加工費		408,573			386,888		
減価償却費		468,774			450,002		
その他		1,150,801	2,028,149	11.5	1,070,743	1,907,634	11.0
当期総製造費用			17,688,734	100.0		17,389,217	100.0
期首仕掛品たな卸高			437,630			507,393	
合計			18,126,365			17,896,611	
期末仕掛品たな卸高			507,393			505,076	
他勘定振替高	1		46,724			48,325	
当期製品製造原価			17,572,247			17,343,208	

## 原価計算の方法

原価計算の方法は、工程別組別総合原価計算を採用しております。

(注) 1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
自製機械及び金型等の固定資産への振替高(千円)	25,103	33,035
販売費(給料及び手当)への振替高(千円)	21,620	15,290
合計(千円)	46,724	48,325

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,831,425	2,999,825	-	2,999,825	707,856	9,674	5,500,000	1,655,291	7,872,821
会計方針の変更による累積的影響額								166,928	166,928
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,831,425	2,999,825	-	2,999,825	707,856	9,674	5,500,000	1,822,219	8,039,749
当期変動額									
特別償却準備金の取崩						2,081		2,081	-
別途積立金の積立							1,300,000	1,300,000	-
剰余金の配当								294,394	294,394
当期純利益								1,187,627	1,187,627
自己株式の取得									
自己株式の処分									
利益剰余金から資本剰余金への振替									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,081	1,300,000	404,686	893,232
当期末残高	2,831,425	2,999,825	-	2,999,825	707,856	7,592	6,800,000	1,417,533	8,932,982

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	88,779	13,615,292	35,358	35,358	87,320	13,737,970
会計方針の変更による累積的影響額		166,928				166,928
会計方針の変更を反映した当期首残高	88,779	13,782,220	35,358	35,358	87,320	13,904,899
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		-				-
別途積立金の積立		-				-
剰余金の配当		294,394				294,394
当期純利益		1,187,627				1,187,627
自己株式の取得	2,586	2,586				2,586
自己株式の処分						-
利益剰余金から資本剰余金への振替						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			34,627	34,627	22,100	56,727
当期変動額合計	2,586	890,646	34,627	34,627	22,100	947,374
当期末残高	91,365	14,672,866	69,986	69,986	109,420	14,852,273

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,831,425	2,999,825	-	2,999,825	707,856	7,592	6,800,000	1,417,533	8,932,982
当期変動額									
特別償却準備金の取崩						2,402		2,402	-
別途積立金の積立							1,000,000	1,000,000	-
剰余金の配当								294,928	294,928
当期純利益								1,095,277	1,095,277
自己株式の取得									
自己株式の処分			20,322	20,322					
利益剰余金から資本剰余金への振替			20,322	20,322				20,322	20,322
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,402	1,000,000	217,571	780,026
当期末残高	2,831,425	29,999,825	-	2,999,825	707,856	5,190	7,800,000	1,199,961	9,713,008

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	91,365	14,672,866	69,986	69,986	109,420	14,852,273
当期変動額						
特別償却準備金の取崩		-				-
別途積立金の積立		-				-
剰余金の配当		294,928				294,928
当期純利益		1,095,277				1,095,277
自己株式の取得	2,301	2,301				2,301
自己株式の処分	34,286	13,963				13,963
利益剰余金から資本剰余金への振替		-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			29,546	29,546	6,536	23,010
当期変動額合計	31,984	812,010	29,546	29,546	6,536	789,000
当期末残高	59,381	15,484,876	40,440	40,440	115,956	15,641,273

## 【注記事項】

## （重要な会計方針）

## 1．資産の評価基準及び評価方法

## （1）有価証券の評価基準及び評価方法

## その他有価証券

市場価格のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

## （2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品…月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## 2．固定資産の減価償却の方法

## （1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主要な資産の主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	10～31年
機械装置及び車両運搬具	5～12年

## （2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

## （3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 3．引当金の計上基準

## （1）貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## （2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より損益処理しております。

## 4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## （1）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## （2）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

## (企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

## (表示方法の変更)

## (従業員より収受する受取家賃の計上区分の変更にもなう表示方法の変更)

従来、従業員社宅について、借上物件は支払家賃を「販売費及び一般管理費」に計上し、従業員より収受する受取家賃を「営業外収益」の「受取賃貸料」に計上しておりましたが、費用負担の実態を明確にし、損益区分をより適正とするために、当事業年度より当該受取家賃を「販売費及び一般管理費」の支払家賃の控除項目として処理する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取賃貸料」に含めて表示していた36,266千円は、「販売費及び一般管理費」から控除する組み替えを行っております。

## (貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	953,427千円	879,237 千円
土地	1,243,506	1,243,506
計	2,196,934	2,122,743

上記に対応する債務はありません。

## 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	293,011千円	176,481千円
短期金銭債務	344,237	184,347



(損益計算書関係)

1 販売費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
運送費及び保管費	392,815千円	400,197千円
給料及び手当	1,261,171	1,320,305
退職給付費用	22,296	24,252
アフターサービス費	449,149	381,189

一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料及び手当	299,120千円	312,096千円
退職給付費用	6,020	6,425

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
機械及び装置	99千円	- 千円
車両運搬具	157	-
土地	1,640	-
計	1,897	-

3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物	- 千円	417千円
機械及び装置	-	15
計	-	433

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物	2,343千円	2,753千円
構築物	38	119
機械及び装置	6,439	21,361
車両運搬具	35	-
工具、器具及び備品	2,514	825
計	11,370	25,060

5 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	217,040千円	176,746千円
仕入高	4,775,913	4,819,546
営業取引以外の取引高	144,744	128,494

(有価証券関係)

前事業年度(平成27年3月31日)及び当事業年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,813千円	2,039千円
未払従業員賞与	146,846	161,255
未払従業員賞与社会保険料	20,947	23,214
未払事業税	28,099	29,926
長期未払金	32,338	30,007
退職給付引当金	22,353	22,185
その他	159,447	151,614
計	411,846	420,243
評価性引当額	6,454	6,129
繰延税金資産合計	405,391	414,114
繰延税金負債		
前払年金費用	75,900	88,908
特別償却準備金	3,535	2,236
その他有価証券評価差額金	32,198	17,265
繰延税金負債合計	111,633	108,411
繰延税金資産の純額	293,757	305,703

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率 (調整)	34.8%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	
住民税均等割	1.6	
法人税額の特別控除等	2.0	
評価性引当金の増減	-	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.4	
その他	0.1	
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	36.4	

## 3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.2%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、29.9%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は13,733千円減少し、法人税等調整額が14,651千円、その他有価証券評価差額金が917千円、それぞれ増加しております。

## （企業結合等関係）

当事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

該当事項はありません。

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当 期 首 高 残	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当 期 末 高 残	減 価 償 却 累 計 額
有形 固定 資産	建 物	997,537	19,759	5,298	94,445	917,553	1,892,186
	構 築 物	80,740	2,987	13	7,661	76,052	297,754
	機 械 及 び 装 置	1,219,025	484,388	10,161	187,065	1,506,185	4,488,631
	車 両 運 搬 具	7,934	11,557	58	6,623	12,810	77,580
	工 具、器 具 及 び 備 品	250,701	203,970	739	177,265	276,666	3,722,903
	土 地	1,639,327	221,060	5,601	-	1,854,786	-
	リ ー ス 資 産	46,741	-	-	22,659	24,081	77,092
	建 設 仮 勘 定	193,220	1,066,709	193,220	-	1,066,709	-
	計	4,435,229	2,010,432	215,093	495,721	5,734,846	10,556,150
無 形 固 定 資 産	ソ フ ト ウ エ ア	283,922	24,764	-	78,155	230,530	168,577
	電 話 加 入 権	9,232	-	-	-	9,232	-
	リ ー ス 資 産	4,306	-	-	4,306	-	-
	計	297,461	24,764	-	82,462	239,763	168,577

(注) 有形固定資産の当期増加額の主な内容は次のとおりであります。

機械及び装置	樹脂めっき設備の新設	350,439千円
工具、器具及び備品	金型等の取得	185,310千円
土地	駐車場用地の取得	210,653千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
貸倒引当金	15,434	6,700	15,370	6,764

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

(重要な訴訟事件等)

当社は、平成26年8月28日付にて、JFE継手株式会社(以下「原告」)から特許侵害による訴訟の提起を受けておりましたが、平成28年6月23日付にて大阪地方裁判所より原告の請求を棄却する旨の判決が言い渡されました。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのURLは次のとおり。 <a href="http://www.kvk.co.jp/">http://www.kvk.co.jp/</a>
株主に対する特典	決算期末現在1,000株以上保有の株主に対し、入浴用品(3,000円相当額)を贈呈いたします。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第68期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月25日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月25日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第69期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月11日東海財務局長に提出

（第69期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月13日東海財務局長に提出

（第69期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月15日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成27年6月26日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月24日

株式会社ケーブイケー  
(商号 株式会社 K V K)  
取締役会 御中

監査法人アンビシヤス

代表社員 公認会計士 吉田 実郎 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 諏訪 直樹 印  
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケーブイケー（商号 株式会社 K V K）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケーブイケー（商号 株式会社 K V K）及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ケーブイケー（商号 株式会社 K V K）の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ケーブイケー（商号 株式会社 K V K）が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月24日

株式会社ケーブイケー

（商号 株式会社K V K）

取締役会 御中

### 監査法人アンビシャス

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 実郎 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 諏訪 直樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケーブイケー（商号 株式会社K V K）の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケーブイケー（商号 株式会社K V K）の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- （注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。